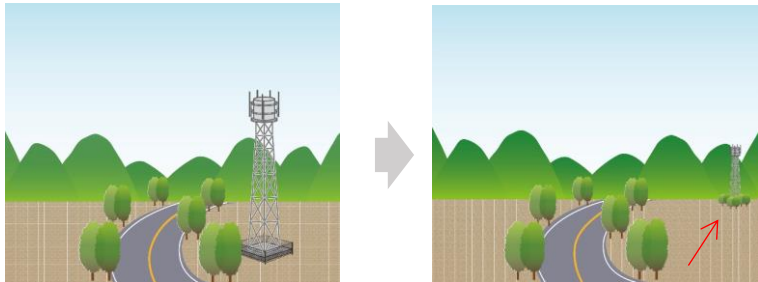


第4章
特殊な工作物と
開発行為の景観配慮

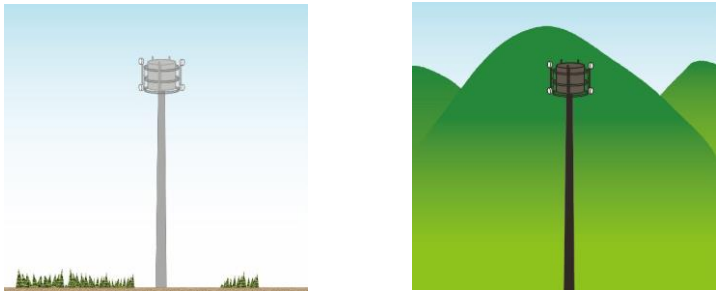
1. 携帯電話基地局

携帯電話基地局を設置する場合は、以下の景観配慮に努めましょう。

■ 配慮事項

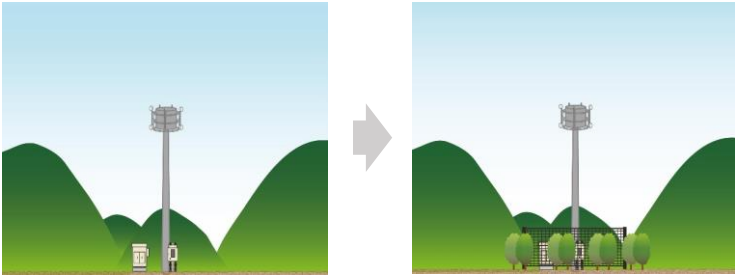
配置	<ul style="list-style-type: none">・周辺に重要な景観資源がある場合や良好な眺望がある場合は設置を避ける。・道路等の公共空間から離すとともに、できるだけ目立ちにくい場所に設置する。  <p>多くの人の目にふれやすい道路際などへの設置は避け、山並みの稜線を分断しないように注意して位置を検討する。</p>
----	--

高さ ・ 形態	<ul style="list-style-type: none">・高さは、必要最小限に抑える。・形状は、できるだけシンプルにし、目立たないようにする。・他の施設との供用化に努める。  <p>主要な視点場からの眺めの状況に応じて、目立ちにくい形状を採用する。</p>
---------------	---

色彩	<ul style="list-style-type: none">・色彩は、周辺景観や背景に調和するものとする。空が背景になる場合は、明るい灰色（N7程度）、山林が背景になる場合は、こげ茶色（10YR2/1程度）または濃い灰色（N4.5程度）とする。 <p>■ 施設の色彩</p>  <p>空が背景になる場合： 灰色（N7程度）とする。</p> <p>山林が背景になる場合： こげ茶色（10YR2/1程度）または 濃い灰色（N4.5程度）とする。</p>
----	--

外構

- 敷地周囲を緑化するなど、附属施設が見えにくいようにする。



敷地周囲の緑化は、附属施設を目立たなくする上で効果が高い。

附属施設等

- フェンスや附属施設は、周辺景観に調和した色彩とする。背景が山林の場合はこげ茶色（10YR2/1程度）、周辺が開けた農地の場合は、グレーベージュ（10YR6/1程度）とする。
- 屋外広告物は、管理上必要なものに限りに、必要最小限の大きさにするとともに、周辺景観に調和した色彩とする。

■フェンスや附属施設の色彩



背景が山林の場合：こげ茶色（10YR2/1程度）にする。

周辺が開けた農地の場合：グレーベージュ（10YR6/1程度）にする



屋外広告物は目立たない大きさや色彩にする。基調色をフェンスと同色にするとよい。

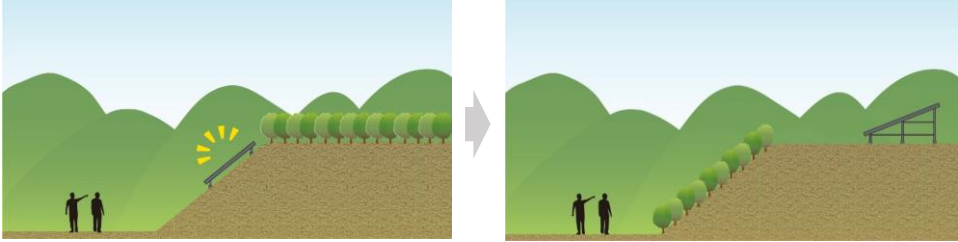
2. 太陽光発電施設

太陽光発電施設を設置する場合は、以下の景観配慮に努めましょう。

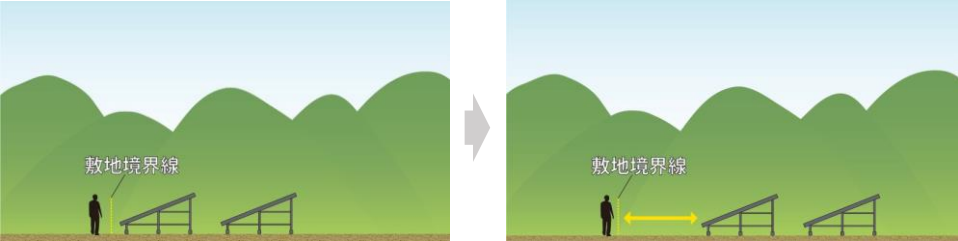
■ 配慮事項

配置

- ・周辺に重要な景観資源がある場合や良好な眺望がある場合は設置を避ける。
- ・道路等の公共空間から離すとともに、できるだけ目立ちにくい場所に設置する。
- ・傾斜地への設置はできるだけ避ける。やむを得ず設置する場合は、主要な視点場から見えにくいようにする。
- ・パネルや附属施設は、道路等の境界からできるだけ離す。



傾斜地は離れた場所からでも目立つため、設置はできるだけ避ける。



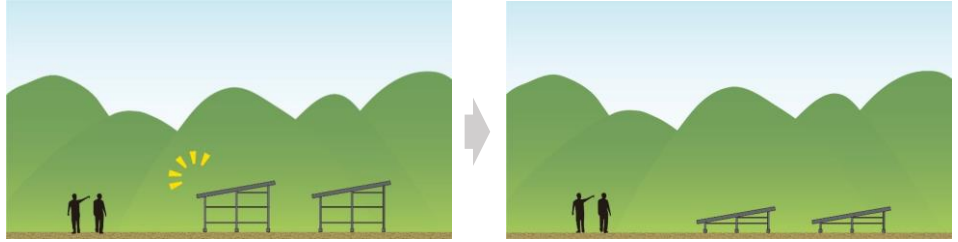
敷地境界線

敷地境界線

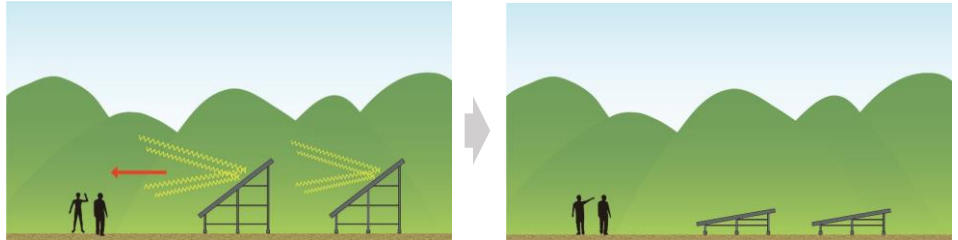
圧迫感のないように、パネルは道路等の境界からできるだけ離れた位置に設置する。

高さ・形態

- ・高さは、必要最小限に抑える。
- ・パネルの角度は、できるだけ緩やかにする。
- ・パネルは、向きや傾斜をそろえ、煩雑に見えないようにする。



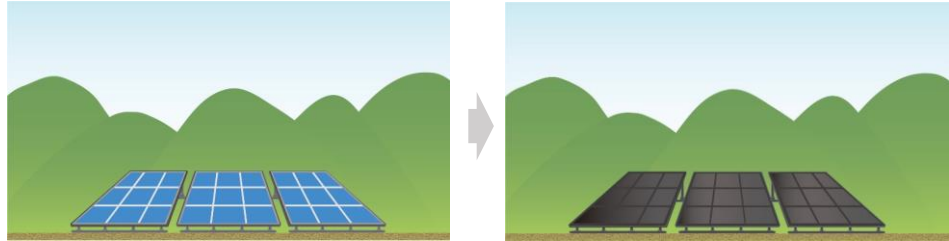
周辺の景観への眺望を遮らないようにし、また存在感を軽減するため、高さは必要最小限に抑える。



存在感や反射を軽減するため、パネルの角度はできるだけ緩やかにする。

色彩
等

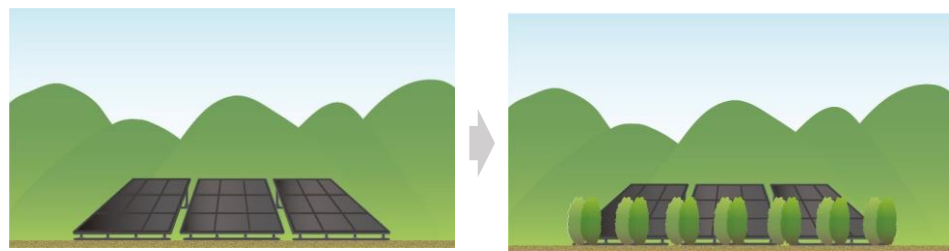
- ・パネルは反射が少なく、模様が目立たないものとする。
- ・パネルの色彩は、低明度・低彩度の目立ちにくいものとし、原則として、青みが少なく黒色に近いものとする。
- ・フレームや架台は、周辺景観に調和した形状や色彩とする。



まぶしさを抑え、周辺景観と調和させるため、パネルは反射が少なく模様が目立たないものとし、黒色に近いものを選ぶ。
フレームや架台は、パネルの色彩と違和感がなく、かつ周辺景観に調和した形状や色彩とする。

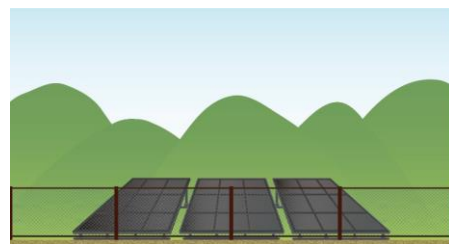
外構

- ・敷地周囲を緑化するなど、施設を見えにくくする。
- ・フェンスは、背景や周辺景観に調和した色彩とする。背景が山林の場合はこげ茶色(10YR2/1程度)、周辺が開けた農地の場合は、グレーベージュ(10YR6/1程度)とする。

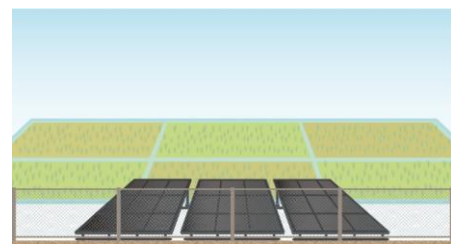


敷地周囲の緑化は、施設を目立たなくする上で効果が高い。

■ フェンスの色彩



背景が山林の場合：
こげ茶色(10YR2/1程度)にする。



周辺が開けた農地の場合：
グレーベージュ(10YR6/1程度)にする。

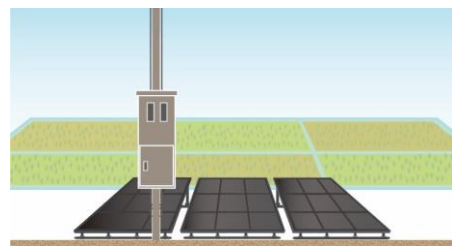
附属
施設
等

- ・パワーコンディショナー等の附属施設は、できるだけ目立ちにくい位置に設置し、背景や周辺景観に調和した色彩とする。背景が山林の場合はこげ茶色（10YR2/1程度）、周辺が開けた農地の場合は、グレーベージュ（10YR6/1程度）とする。
- ・防草シートは、周辺景観に調和した色彩とし、煩雑に見えないように設置する。
- ・屋外広告物は、管理上必要なものに限り、必要最小限の大きさにするとともに、周辺景観に調和した色彩とする。

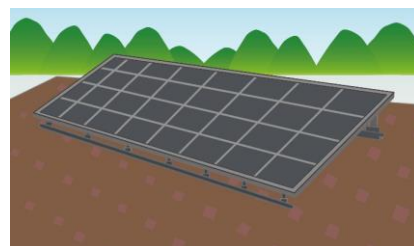
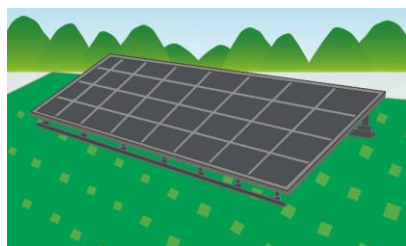
■ 附属施設の色彩



背景が山林の場合：
こげ茶色（10YR2/1程度）にする。



周辺が開けた農地の場合：
グレーベージュ（10YR6/1程度）にする。



緑色の防草シートは、周辺と不調和に見えるため、こげ茶色など、地面と調和する色彩にする。



屋外広告物は目立たない大きさや色彩にする。基調色をフェンスと同色にするとうい。

その他

- ・太陽光発電施設とその敷地は、適切に維持管理し、景観の悪化を防ぐよう努める。

3. 開発行為

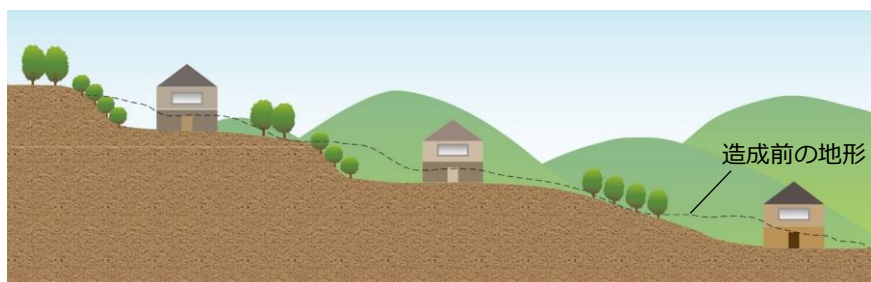
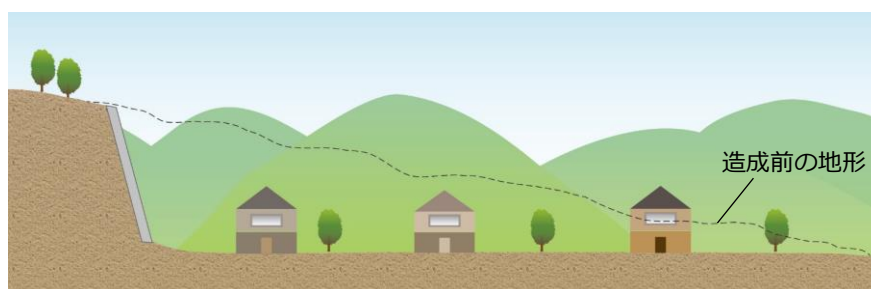
開発行為を行う場合は、以下の景観配慮に努めましょう。

デザインの進め方については、豊橋市公共事業景観形成ガイドラインにありますので活用してください。

■ 配慮事項

- ・ 造成する場合は、自然の地形を大きく改変しないようにし、既存の緑をできるだけ残すとともに、大規模な擁壁が発生しないように努める。また、周辺景観に調和するよう、法面や擁壁等の緑化に努める。

擁壁
・
法面



第5章

事前協議と届出制度

1. 事前協議と届出制度の概要

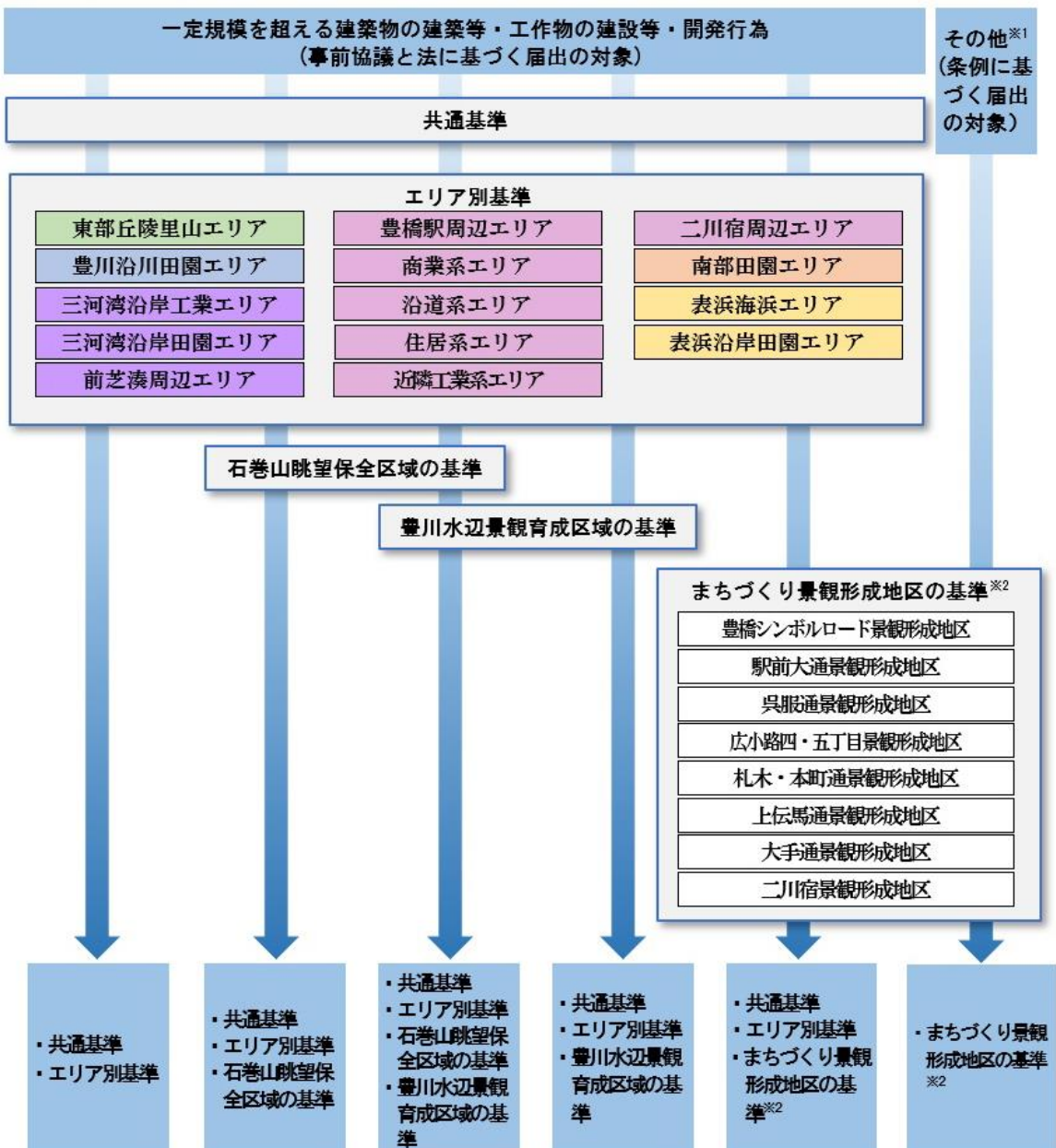
景観計画では、景観法に基づく「届出制度」と豊橋市まちづくり景観条例に定める「事前協議制度」により、一定規模を超える建築行為等に対して、規制・誘導を行います。(国・県・市が行う行為については、事前相談と法に基づく通知になります。)

また、まちづくり景観形成地区においては、一定規模以下の建築行為等に対しても、条例に基づく「届出制度」により、規制・誘導を行います。

(1) 届出制度と景観形成基準の概要

行為の規模や場所によって、手続きや景観形成基準が異なりますので、下図を参照に概要を把握してください。

■ 図 届出制度と景観形成基準のイメージ



※1：まちづくり景観形成地区内における行為で、法に基づく届出の対象にならない規模のものです。

※2：まちづくり景観形成地区の基準は、景観法に基づく行為の制限にしています。

2. 事前協議と届出の対象行為

(1) 事前協議と法に基づく届出の対象行為

① 事前協議と法に基づく届出の対象行為の種類

事前協議と法に基づく届出の対象行為の種類は、大きく次の3種類になります。

■ 建築物の建築等(特定届出対象行為^{※1})

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等(特定届出対象行為^{※1})

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※景観計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

種類①	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く） ・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場その他の運動施設その他これらに類するもの ・風力発電施設その他これに類するもの ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの ・柵、塀その他これらに類するもの ・乗用エレベーター又はエスカレーターであって、観光のために用いられるもの ・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他の製造施設その他これらに類するもの ・サイロ、ガスタンクその他の貯蔵施設その他これらに類するもの ・粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの ・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの ・その他、市長が指定したもの
種類②	<ul style="list-style-type: none"> ・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの
種類③	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
種類④	<ul style="list-style-type: none"> ・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
種類⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの

■ 開発行為

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

※1：特定届出対象行為とは、景観計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。（景観法第17条第1項）

② 事前協議と法に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為の規模は、行為の場所によって異なります。行為の場所が、景観計画のどのエリアになるか確認した上で下表により対象になるか確認してください。

■ 表 事前協議と法に基づく届出対象行為の規模

地域	エリア	建築物の建築等 (特定届出対象行為※1)	工作物の建設等 (特定届出対象行為※1)		開発行為
			種類①	種類②～⑤	
里山の景	東部丘陵里山エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m 超	種類②： 高さ 30m超 種類③： 太陽光パネル の合計面積 (計画総面積) 計 500 m ² 超 種類④： 高さ 10m超 種類⑤： 幅員 4m超又 は延長 10m 超	開発区域 5ha 超
川の景	豊川沿川田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		
港の景	三河湾沿岸工業エリア	高さ 15m 超又は 建築面積 3,000 m ² 超	高さ 15m 超		
	三河湾沿岸田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m超		
	前芝湊周辺エリア	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m超		
まちの景	豊橋駅周辺エリア	高さ 20m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m超		
	商業系エリア	高さ 20m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m超		
	沿道系エリア	高さ 15m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m超		
	住居系エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超		
	近隣工業系エリア	高さ 15m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m超		
	二川宿周辺エリア	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m超		
農の景	南部田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		
海の景	表浜海浜エリア	高さ 5m 超又は 建築面積 10 m ² 超	高さ 5m 超		
	表浜沿岸田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		

※1：特定届出対象行為とは、景観計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。（景観法第 17 条第 1 項）

* 工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが 5m を超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものを含みます。

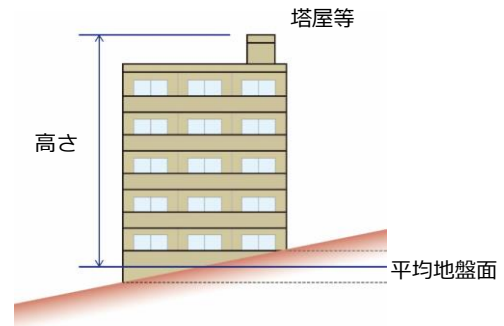
③ 対象行為についての解説

■ 建築物について

建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。また、当該建築物に附随する工作物を含みます。

■ 建築物の高さの算定について

建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定に準じる。）からの高さとし、塔屋や屋上広告物等の屋上突出物も含めた高さとしします。



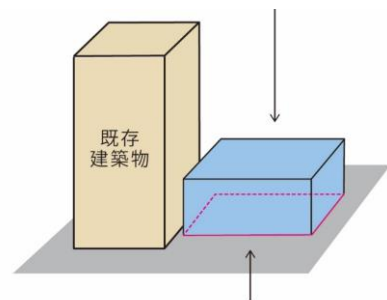
■ 同一敷地内の別棟の増築について

同一敷地において別棟で増築する場合は、増築する棟の規模で届出等の対象を判断します。

届出等の対象になった場合は、敷地に対して「増築」、棟に対しては「新築」として提出図書に記載します。

景観法に基づく行為の制限は、別棟で増築する建築物とその関連部分が対象となります。

別棟の増築は、その棟の規模が届出対象行為の規模を超えるかで判断する。



届出対象規模を超えた場合は、別棟の建築物が事前協議と届出の対象となる。

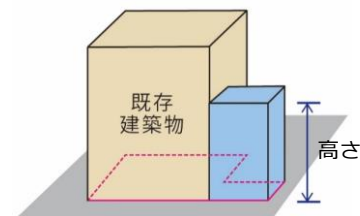
■ 既存建築物と同一棟となる増築について

同一敷地内で既存建築物と一体で増築する場合は、増築部分の規模により届出対象を判断します。

届出等の対象となった場合は、敷地に対して「増築」、棟に対しても「増築」として提出図書に記載します。また、図面は、同一棟となる建築物全体の図書を提出してください。

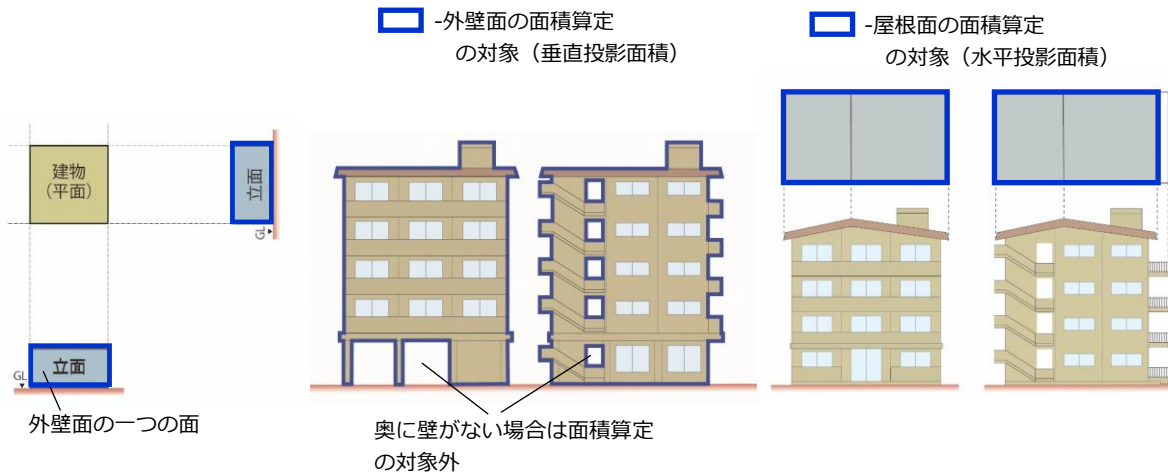
景観法に基づく行為の制限は、増築部分とその関連部分が対象となります。

同一棟の増築の場合は、増築部分の規模が届出等の対象規模を超えるものが、届出等が必要となる。



■ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について

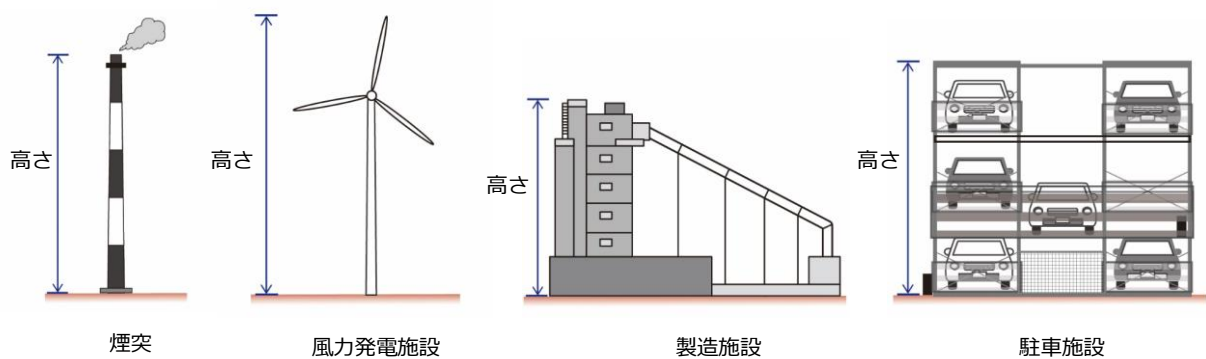
外壁面の一つの面又は屋根面（陸屋根は除く）において、変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。なお、既存と同色にする場合も対象とします。



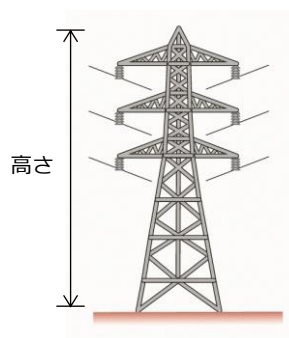
■ 工作物について

工作物は、5つの種類に分類しています。

種類①の例

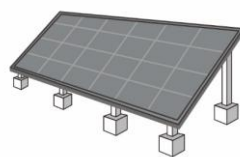


種類②の例



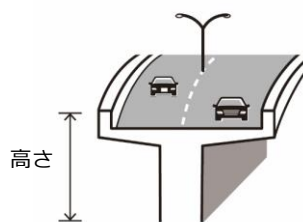
送電塔

種類③の例



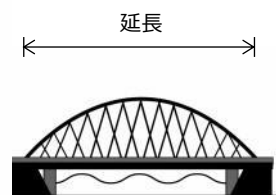
太陽光発電施設

種類④の例



高架道路

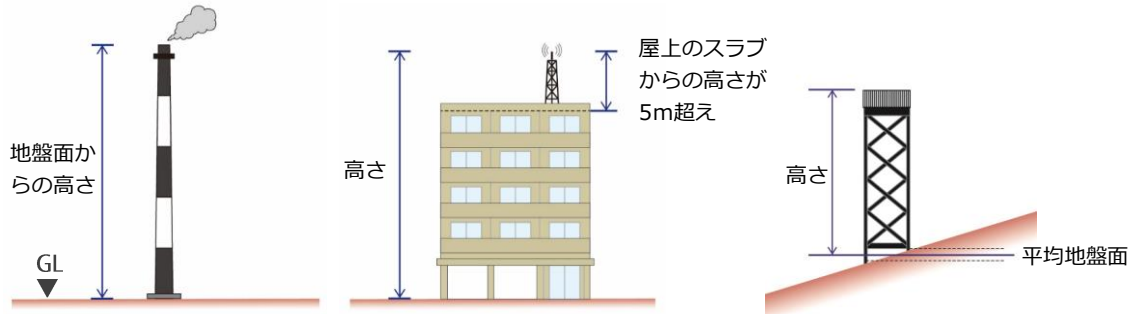
種類⑤の例



橋梁

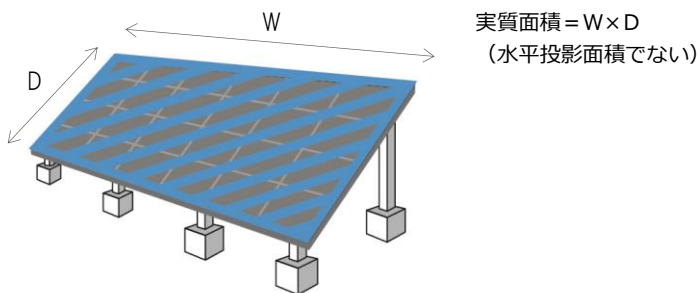
■ 工作物の高さ(種類①、②、④)について

工作物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定に準じる。）から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が表中の数値を超えるものを含みます。



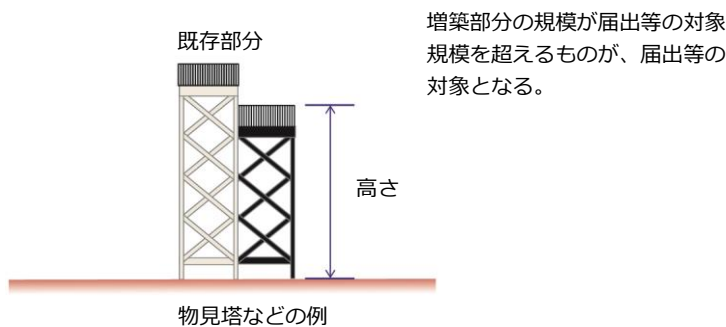
■ 太陽光発電施設(種類③)の面積について

太陽光パネルの合計面積とは、パネルの実質面積の合計です。また、計画総面積とは、設置時期に関わらず、一体的な敷地に計画された施設全体のパネルの合計面積です。



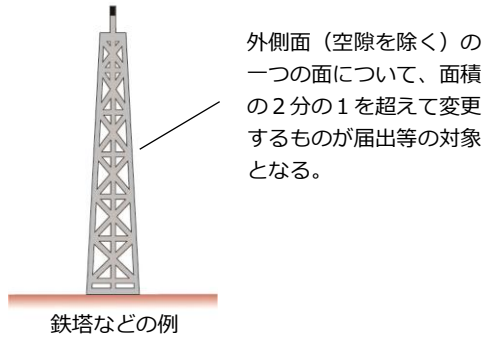
■ 工作物の増築について

基本的な考え方は、建築物の増築と同じです。既存工作物と一体で増築する場合は、増築部分の規模により届出等の対象を判断します。届出等の対象となった場合は、既存分部を含めた工作物全体の図面を提出してください。なお、小規模な附属設備の増設や取り換え等については、対象外です。



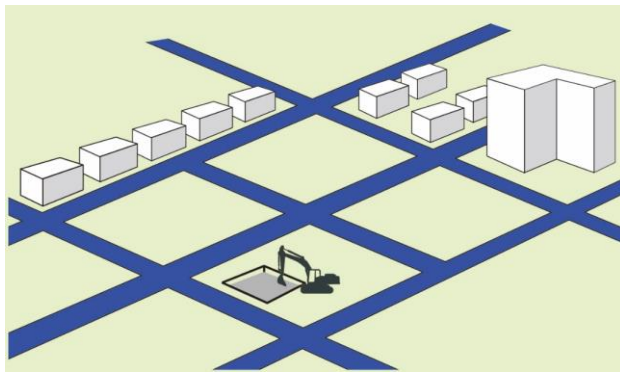
■ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について

基本的な考え方は、建築物の外観の変更と同じです。外側面の一つの面又は屋根面（陸屋根は除く）において、変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。なお、既存と同色にする場合も対象とします。



■ 開発行為について

開発行為は、都市計画法第4条第12項に規定するものです。



(2) まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

① 条例に基づく届出の対象行為の種類

■ 建築物の建築等

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 屋外広告物の表示等

- ・屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更

■ その他市長が必要と認めた行為

※なお、軽易な行為等は届出対象となりません。

② 条例に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為に該当する規模を除く、全ての規模。(まちづくり景観形成地区内において、事前協議と法に基づく届出対象規模に該当する行為を行う場合には、事前協議と法に基づく届出の手続きが必要です。)

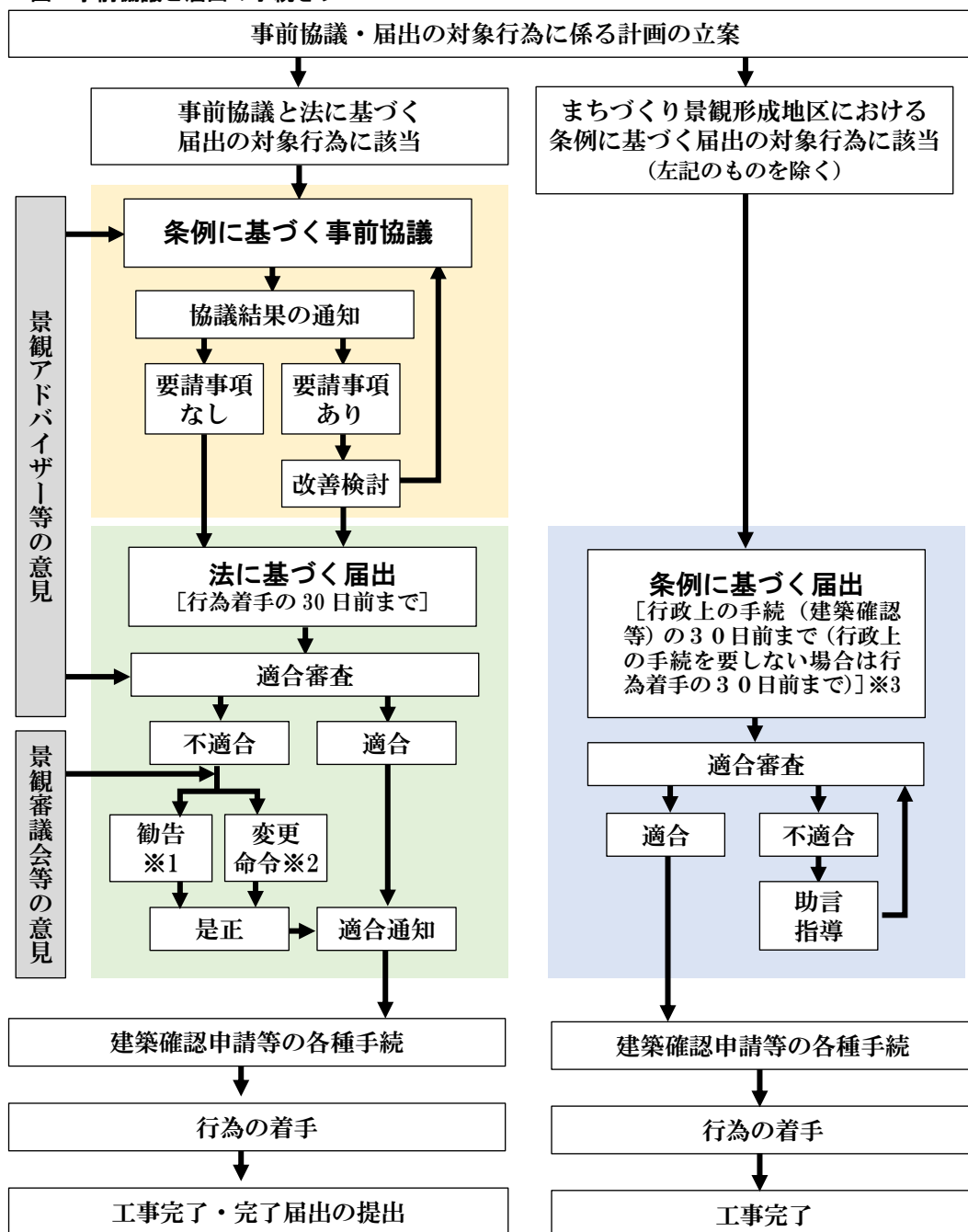
3. 景観形成基準

景観形成基準は、景観計画の第4章を確認してください。

4. 手続の流れ

事前協議と届出が必要となる行為を行う場合には、以下の流れに従って手続きしてください。（国・県・市が行う行為については、事前相談と法に基づく通知になります。）

■ 図 事前協議と届出の手続きフロー



※1：勧告に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。

※2：変更命令の対象行為は、法と条例で定められています。

※3：法に基づく届出の対象になる場合は、条例に基づく届出は省略できます。

※：都市の魅力を引き出すような斬新なデザインについては、景観アドバイザー等の意見を聴きながら慎重に対応します。

5. 提出図書

事前協議と届出の際には、それぞれ以下の図書を提出してください。また、届出行為を変更しようとするときや、行為を完了・中止したときも届出が必要です。

① 事前協議と法に基づく届出の提出図書

■ 事前協議の提出図書

事前協議では、景観計画に定めた景観形成基準への適合について確認するとともに、つくり手側の創意工夫を活かしながらより良いデザインとなるよう協議を行います。

計画段階や基本設計の段階など、デザインの詳細が確定する前に協議をしてください。

	提出図書	備考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①事前協議書	
	②図面 ・位置図 ・基本計画図	・基本計画図は、配置、平面、立面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	
開発行為	①事前協議書	
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・基本計画図	・基本計画図は、造成等の平面、断面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	

■ 法に基づく届出の提出図書

法に基づく届出では、景観計画に定めた景観形成基準への適合を確認します。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要になることがありますのでご注意ください。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①景観計画区域内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図 ・完成予想図	・立面図は着色し、マンセル値を記入
	③シミュレーション図 (石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合)	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	
開発行為	①景観計画区域内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・計画図	
	③シミュレーション図 (石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合)	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	

② まちづくり景観形成地区の条例に基づく届出の提出図書

届出では、各景観形成地区の基準への適合を確認します。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要になることがありますのでご注意ください。

なお、届出前の任意の相談にも対応します。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図	・立面図はマンセル値を記入 ・完成予想図がある場合は添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
屋外広告物の表示等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・意匠図	・意匠図はマンセル値を記入
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真

參考資料

◇ 「地域の景観の特徴」の読み取り方

豊橋市景観計画では、「地域の成り立ちや景観資源を大切にし、地域らしい景観に磨きをかけて」ことを基本方針にしています。そこで、本ガイドラインでは、建築物等のデザインを進める際に、「地域の景観の特徴を読み取る」ことを第一ステップにしています。ここでは、その読み取り方のヒントを示します。

■ 視点① 地域の成り立ちを知る

地域の景観の基礎となっている、地形などの自然条件、歴史・文化的環境、都市の変遷等を把握します。

- 「豊橋市の景観の成り立ち」（景観計画 P46）や古地図、郷土誌などを見て、昔の地形や土地利用、地域の歴史などを確認する。
- 景観資源ガイドマップを見て、地域で大切にされている資源を確認する。
- 地域で受け継がれている祭りや伝統行事、昔ながらの暮らしの作法を確認する。
- 地域に設定されている都市計画の内容や、地域で取り組まれてきたまちづくりの内容を確認する。

★ 「地域の景観の特徴」の手がかり

自然に目を向ける・・・生物の生息環境、自然の変遷など
地形に目を向ける・・・山並み、河岸段丘、川の流れなど
歴史・文化に目を向ける・・・かつてのまちの姿（城下町、宿場町など）、開拓など
暮らしや営みに目を向ける・・・里山の暮らし、川と共生した暮らし、生業、祭りなど
まちづくりに目を向ける・・・都市計画の内容、地域のまちづくりの方針、市民活動など
空間の構成に目を向ける・・・里の構造（山林と集落と農地の配置）など

■ 視点② 周辺を見渡す

敷地周辺のまち並みや公共空間の状況に目を向け、共通的な特徴や独自の特徴を把握します。

- 敷地から少し離れた道路などから、敷地とその周辺がどう見えるかを確認する。
- 周辺の建築物について、屋根の形や外観の色彩、壁面の位置などの特徴を確認する。
- 敷地周辺の緑の状況など、敷地内のデザインと関連づけられそうな要素を確認する。

★ 「地域の景観の特徴」の手がかり

まち並みに目を向ける・・・屋根並み（形、向き）、壁面の位置など
建築物に目を向ける・・・スケール、外形など
色彩に目を向ける・・・自然の色、屋根の色、壁の色など
緑に目を向ける・・・緑のつながり、木々の配置など

■ 視点③ 細部に目を向ける

周辺の景観資源や建築物などの細部に目を向け、共通的な特徴や地域独自の特徴を把握します。

○周辺のまち並みで特徴的な意匠（窓、装飾など）や素材（木や石など）はあるかどうか確認する。

○外構の特徴として、個性的な樹種や草花との組み合わせはあるかどうか確認する。

★ 「地域の景観の特徴」の手がかり

建築物等の意匠に目を向ける・・・窓の形、軒の出、壁材の張り方、装飾など
建築物等の素材に目を向ける・・・種類（木、石、タイルなど）、素材の表情など
樹木や草花に目を向ける・・・樹形、樹種、植え方など
飾り付けに目を向ける・・・サイン、のれん、ベンチ、プランターなど
音や香りに目を向ける・・・水の流れ、花の香りなど

◆ 発行 : 豊橋市役所 都市計画部 都市計画課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

TEL : 0532-51-2615 FAX : 0532-56-5108

E-mail : toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp



豊橋市景観計画ガイドライン

令和3年4月